

令和6年度由布市就労機会促進事業業務
公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

市内企業の慢性的な人手不足緩和に向け、世代や性別を問わず、全ての人が多様で柔軟な働き方ができる環境の構築を図る。短期就労マッチングシステムを導入し、短日短時間就労を促進することで、地域の求人・求職のミスマッチを解消し、安定した雇用環境を整備することを目的とする。

2. 契約に付する事項

(1) 業務名

令和6年度由布市就労機会促進事業業務

(2) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）

(3) 履行場所

由布市商工観光課、由布市内

(4) 業務内容

別添「由布市就労機会促進事業業務仕様書」の通り

(5) 委託予算上限額

11,330,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

3. 参加資格要件

参加できる事業者は、以下の項目全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団員やその構成員でないこと。また、役員等が暴力団員やその他構成員及びその統制の下にないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申し立てがなされていない者であること又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定により再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (4) 国税または地方税を滞納していない者であること。
- (5) 本プロポーザル実施の公告の日から本業務の契約締結までの間に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (6) 本プロポーザル実施の公告の日から本業務の契約締結日までの間が、由布市が発注する建設工事等の契約に係る競争入札参加資格者の指名停止等措置要綱（平成17年告示第4号）の規定に基づく指名停止期間中でないこと。
- (7) 今回の委託業務を遂行するために必要な知識、技術及びノウハウの実績等を有する者であること。

4. 事業者選定日程

本プロポーザルに係る日程は、予定として次のとおりとする。

内容	期日
公告・実施要領等の交付	令和6年4月17日（水）
参加表明書等提出期限	令和6年5月1日（水）午後5時まで
質疑書提出期限	令和6年5月2日（木）午後5時まで
質疑書回答	令和6年5月7日（火）午後5時まで随時
企画提案書等の提出期限	令和6年5月10日（金）午後5時まで
一次審査結果通知	令和6年5月14日（火）郵送予定
事業者選定会参加要請通知	令和6年5月14日（火）郵送予定
事業者選定会開催日	令和6年5月28日（火）午後1時30分から随時
選定結果通知	令和6年5月30日（木）郵送予定

5. 審査委員会の設置

本業務事業者を選定するため、本市職員等6名で構成する由布市就労機会促進事業業務に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

6. 参加手続き

本プロポーザルに参加表明する事業者は、次のとおり関係書類を提出すること。

(1) 提出書類

①公募型プロポーザル参加表明書（様式1）

提出期限 令和6年5月1日（水）午後5時まで

提出部数 1部

②業務実績書（様式2）

提出期限 令和6年5月1日（水）午後5時まで

提出部数 1部

③由布市競争入札参加有資格者名簿等の書類

○由布市競争入札参加有資格者名簿有または審査申請済みの事業所

- ・令和6年度由布市競争入札参加資格審査申請書受付票の受付印が押されたものの写し

○由布市競争入札参加有資格者名簿無の事業所

・法人の登記事項証明書

履歴事項全部証明書とする。申請日前3カ月以内に証明されたもので、写しでも可とする。

・法人税、所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書

申請日前3カ月以内に証明されたもので、写しでも可とする。

・由布市税の納税証明書

申請日前1カ月以内に証明されたもので、写しでも可とする。

提出期限 令和6年5月1日（水）午後5時まで

提出部数 各1部

④企画提案書

任意様式、A4版縦長用紙を用いて横書両面で作成し、補足資料等がA3版用紙の場合は、A4版に折り込むこと。

※令和6年度由布市就労機会促進事業業務仕様書の業務内容及び10.(1)で示す審査基準に関する内容を全て記載していること。

提出期限 令和6年5月10日(金)午後5時まで

提出部数 7部

⑤見積書

様式は任意とする。ただし、A4サイズ(縦書き・横書き自由)とする。宛名は「由布市長 相馬 尊重」と記載すること。令和6年度由布市就労機会促進事業業務仕様書に従い、必要な経費を見積もること。

提出期限 令和6年5月10日(金)午後5時まで

提出部数 1部

(2) 提出方法

持参又は郵送(いずれの方法も提出期限内必着)とする。持参の場合は土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時までとし、郵送の場合は書留とする。

(3) 提出先

〒879-5498

大分県由布市庄内町柿原302番地

由布市役所 商工観光課 宛

(4) 参加辞退

参加表明者は、公募型プロポーザル参加辞退届(様式3)の提出により、いつでも本プロポーザルの参加を辞退することができる。

(5) その他

- ①提出期限までに提出されなかった書類等は、いかなる理由をもっても受理しない。
- ②提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合であっても補充することはできない。
- ③提出書類に虚偽の内容が記載されている場合は、企画提案を無効にするとともに、虚偽の記載をした者を失格とする。
- ④提出書類一式については返却しない。
- ⑤提出書類の作成及び企画提案に要する経費は、提案者の負担とする。
- ⑥契約履行過程で生じる製作物の著作権は、由布市に帰属する。
- ⑦企画提案書類は、情報公開請求により開示することがある。ただし、提案者の正当な利益が害される恐れがあると本市が認めた箇所については、公表しない。

7. 質疑応答

本プロポーザルに係る内容等に関して不明な点がある場合は、次のとおり提出すること。なお、本業務事業者選定に公平性を保てないと判断される場合は回答を行わないことがある。

(1) 提出書類

質疑書(様式4)

(2) 提出期限

令和6年5月2日(木)午後5時までとする。

(3) 提出方法

質疑書(様式4)に質疑内容を記載し、電子メールに添付して提出すること。な

お、送付後は事務局まで電話連絡すること。

E-mail : shoko@city.yufu.lg.jp

電 話 : 0 9 7 - 5 8 2 - 1 3 0 4

(4) 回答

回答は令和6年5月7日（火）午後5時まで随時、由布市公式ホームページ上で回答をする。また、回答の公表をもって、本実施要領の追加、修正及び解釈に関する補足等とする。

8. 受託候補者の選定

公募型プロポーザル参加表明書（様式1）等提出書類を審査し、一次審査結果通知書（様式5）により、令和6年5月14日（火）郵送予定で通知する。ただし、応募件数が5件以上の場合は、審査委員会の事務局（商工観光課）による一次審査を「10.（1）審査基準」に基づいて行い、一次審査結果通知書（様式第5号）により令和6年5月14日（火）郵送予定で通知する。審査委員会の事務局による一次審査にて参加事業者への順位付けを行い、上位4者程度を事業者選定会（プレゼンテーション審査）対象者として選定する。なお、合計点数が6割に満たない場合は失格とする。

9. 事業者選定会（プレゼンテーション）の実施

(1) 参加要請

事業者選定会へ参加要請する事業者に、事業者選定会参加要請書（様式6）を令和6年5月14日（火）郵送予定及び電子メールで通知する。

(2) 事業者選定会

①日 時：令和6年5月28日（火） 午後1時30分から順次開始する。

プレゼンテーションの実施順は、本市による抽選の上決定する。

②内 容：プレゼンテーションの時間は30分以内（企画提案内容説明20分以内、質疑応答10分程度）とする。

なお、上記の時間と別にプレゼンテーションに係る準備に5分、撤去に5分を与える。

③その他：プレゼンテーション用のスクリーン及びプロジェクターは本市にて用意するが、パソコン等必要な機材は全て提案者が用意すること。ただし、万が一に備えプロジェクターを提案者は用意しておくこと。

10. 審査方法等

(1) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
実施目的	○事業の趣旨・目的を理解した上で事業の実施方針を明確に定めているか	20点
実施内容	○システムの構築と柔軟な就労環境の整備に向けて、効果的な内容が提案されているか ○システム構築の条件を満たしているか ○連携が必要な関係機関等を把握した上で、連携の効果的な手法が提案され、実施が見込めるか	40点

	○支援の進め方やスケジュール等を明らかにし、確実な実施が見込めるか	
告知等の実施	○求職者及び企業の認知度向上・登録促進に向けて効果的な手法が提案されているか ○市内企業からの求人開拓に向けて、効果的な手法が提案され、実施が見込めるか	20点
運営体制	○業務管理体制や類似事業の履行実績等から、進行管理の適切な実施が見込まれるか ○個人情報保護、法令遵守のための具体的な体制・方法が提案され、実施が見込まれるか	10点
実績、経費	○過去の実績 ○見積額は適切に積算されているか	10点

(2) 採点方法

- ①審査委員会委員（以下「委員」という。）が、企画提案書及びプレゼンテーションにおいて10.(1)により採点を行う。
- ②上記①により各委員の採点を合算し、最高得点の事業者を契約候補者に特定し、次点1者を選定する。
- ③上記②の結果、最高得点の事業者が2者以上あった場合は、10.(1)の評価項目「実施内容」の得点が高い事業者を特定する。
- ④上記③の結果、得点と同じ場合はくじ引きとする。（くじ引きとなった場合は該当事業者へ別途通知する。）
- ⑤合格基準点は6割とし、合格基準に達する者がいない場合は、本プロポーザルによる選定を行わないものとする。
- ⑥委員が、プレゼンテーションに不参加若しくはプレゼンテーションを途中退席等により採点を完全に行うことができない場合は、その委員の採点を無効とする。

1.1. 審査結果及び契約

(1) 審査結果通知

全ての提案者に対して、結果通知書（様式7）により令和6年5月30日（木）郵送予定で通知する。

なお、審査結果等についての問い合わせには対応しないものとし、異議申し立ては認めないものとする。

(2) 契約の締結

審査結果に基づき、特定した事業者と企画・内容等の仕様について調整の上、契約を締結する。特定した事業者が、審査結果通知後に参加資格要件に該当しなくなった場合や、事故等の特別な理由により契約が不可能となった場合は、審査結果が次点の事業者と契約を締結することができる。

1.2. 問合せ先

由布市役所 商工観光課 担当：吉田

住所：〒879-5498 由布市庄内町柿原302番地

電話：097-582-1304

F A X : 0 9 7 - 5 8 2 - 1 3 6 1

E-mail : shoko@city.yufu.lg.jp